

第33回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和5年2月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第33回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉			3	石橋孝雄
		5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

蓼沼克夫、松崎茂夫、青木芳光、長竹武男、鶴田忠夫、岩本仙太郎、本嶋ミチ子、嶋田重雄、関口孝雄、入江泰三、萩原晴夫、岡田哲也、山根常夫、平塚和弘、石川弘幸、小林重雄、田島哲夫

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 安西 健、次長 河内 厚、主幹 原島一晃、主査 杉戸政徳

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は13名であります。</p> <p>欠席委員は2番 桐生委員、4番 藤生委員であります。</p> <p>推進委員の出席は17名でございます。</p> <p>なお、推進委員の皆さんは農業委員会等に関する法律第29条により担当地区の農地等の最適化の推進について意見を述べることができます。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第3号までについて</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p>
----	--

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

以上であります。

議長 ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員13名で定足数に達しておりますので、これより第33回足利市農業委員会総会を開会いたします。

【午前9時37分 開会】

議長 それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

5番 清水委員、10番 星野委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 専決処理についてご報告の前に、本日の議案書の訂正をお願いいたします。議案書の41ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定に基づく、農地の賃貸借の合意解約通知についての報告ですが、10番の案件につきまして、下段に記載の合計筆数が7筆となっておりますが、誤りでございます。正しくは、8筆でございます。田畑別の合計と、全体の合計2か所とも7筆と記載しておりますが、8筆に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理についてご説明いたします。議案書の1ページをお開き下さい。総括表に基づきましてご報告いたします。

農地法第4条の届出は、件数が4件、筆数が8筆、面積が1,034.18㎡です。

農地法第5条の届出は、件数が31件、筆数が40筆、面積が16,634.35㎡です。

合計いたしまして、件数が35件、筆数が48筆、面積が17,668.53㎡です。

詳細につきましては、第4条の届出を2ページから3ページまでに、第5条の届出を4ページから11ページまでに掲載しております。

以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

2月の申請件数は2件でしたが、1番の案件につきましては、譲受人の方がお亡くなりになられております。譲受人が違ってしまいますと審議のし直しをしなければなりませんので、1番につきましては保留ということになります。

今回は2番のみ上程となりますことをご承知おき願います。

2番、申請地は県町地内の田、522㎡ほか5筆、計1,885㎡です。

譲受理由は自宅から車で10分ほどの距離にあり耕作に便利なため、譲渡理由は高齢で管理ができないため手放したいというものです。契約内容は所有権移転の贈与となります。なお、譲渡人と譲受人は親子や親族ではありません。

調査書は議案書44ページにありますが、各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます前に、事務局から説明のありました1番の案件につきましては、保留にするということで皆さんの確認をしたいと思えます。

本人死亡で効力等々の問題もあることですので、次の相続権者からの申請が提出された場合に再審査するというところでよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

議長 それでは2番について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第1号はそのように決定いたしました。

続いて議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査 議案書の13ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

2月の申請件数は10件で、一般住宅が1件、太陽光が9件でした。

14ページ2番の案件ですが、24日に取下げとなりましたので今回は審議いたしません。ご承知おきください。

主査

議案書の後半にある個別の調査書を見ながらご説明いたしますので、46ページをお開きください。

1番 申請地は樺崎町地内の田、1,107㎡ほか18筆、計18,028㎡のうち、17,821.06㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル2,754枚を6,728.3㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買と地上権設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書67ページをお開きください。

3番 申請地は月谷町地内の畑、1,775㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル324枚を545.94㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書68ページをお開きください。

4番 申請地は樺崎町地内の田、1,539㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル241枚を622.5㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書69ページをお開きください。

5番 申請地は大沼田町地内の田、72㎡ほか1筆、計762㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル144枚を323.3㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書70ページをお開きください。

6番 申請地は大沼田町地内の田、55㎡ほか1筆、計699㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル130枚を291.8㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書71ページをお開きください。

主査

7番 申請地は駒場町地内の田、113㎡ほか1筆、計932㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル146枚を378.83㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書72ページをお開きください。

8番 申請地は栗谷町地内の田、1,008㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル160枚を419.69㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書73ページをお開きください。

9番 申請地は小俣町地内の田、1,360㎡ほか1筆、計1,451㎡です。

施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル212枚を475.99㎡に設置するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書74ページをお開きください。

10番 申請地は堀込町地内の畑、249㎡ほか1筆、計288㎡です。

施設の概要は一般住宅1棟ですが、既存の住宅敷地を拡張しそこを進入路と駐車スペースとして利用するものです。申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地です。

調査書の各項目とも適正なものと判断します。

現地の様子をご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請9件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

1番 小山委員。

1番

1番 小山です。

実情調査の結果を報告いたします。資料の46ページをご覧下さい。

調査年月日は令和5年2月16日、調査班は、遠藤委員を班長に、清水委員、岡村委員、長谷川会長、私の5名で、調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、5条許可申請の実情について、申請地の現地確認と、申請人および代理人の出席のもと聞き取り調査を行いました。

本件は、東京都千代田区で太陽光発電事業を営む申請人が、事業の拡大を目的に申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

一団の面積を確保できる土地を市内で探したところ、本申請地が条件に合致したとのことでした。1.8haという広大な面積の転用となりますが、申請人の事業地では4haを超える設備もあり、規模としては特段大きなものではないそうです。

発電出力は1,569.78キロワットで、売電単価は税抜き18円、年間約2,900万円の売電収益となり、5年目には収支がプラスになる計画です。転用にかかる費用の全額を自己資金で賄います。

事業計画によると、申請地内の土砂で整地を行い、砂利敷や防草シート敷は行いません。雨水は自然浸透とし、地下に管渠を設け南側の調整池に集約、最終的に樺崎川に放流する計画です。また、事業地の一部が土砂災害警戒区域に該当していますが、再生可能エネルギー条例の事前協議が終了しており、許可の見込みがあることを確認しました。

なお、隣接する水路や官地の草刈は同社で計画的に実施します。また、1月9日に近隣住民への説明会を行い、事業地内の水路の付け替えや山すその水路の堀さらいを行うとともに、工事車両で住民の通行に支障が及ばないように配慮を行うそうです。

申請地は、北は田、西は水路および宅地、東は山林および田、南は田および宅地です。水路機能が維持されれば、残存する農地に影響はないと考えます。

結論として、申請地は樺崎町北部の第2種農地であり、申請人の実情から転用の必要性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、地区推進委員から意見等ございますか。

推進委員 1月に事前説明会がありましたが、その時に地元の要望を業者に伝えたわけですので、その要望をなるべく叶えるようお願いしたいと思います。

議長 説明会における要望については、調査会において会社側からも聞いていますが、きちんと行っていくとの回答を得ております。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。

続いて3番から10番までを上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、3番から10番まではそのように決定いたしました。

議長 続いて議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

主幹 事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の16ページをお開きください。

主幹 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。はじめに、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定および移転についてご説明いたします。

主幹 17ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定及び移転の総括表です。表の1行目、貸借権設定について、件数が19件、面積が32,573.50㎡です。所有権移転については、件数が6件、面積が4,542㎡です。

主幹 詳細につきましては、貸借権設定を18ページから22ページまでに、所有権移転を23ページ及び24ページに掲載しております。

主幹 審議の後、承認をいただきましたら、2月28日付けで公告の手続きを行います。よろしく願いいたします。

議長 本件について、意見を求めます。

議長 【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

議長 【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 農用地集積計画はそのように決定いたしました。

議長 同じく、議案第3号 農用地利用集積計画一括方式（中間管理事業分）を上程いたします。

主幹 事務局の説明を求めます。

主幹 25ページをお開きください。

主幹 議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてです。

主幹 本計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律による集積計画ですが、「一括方式」として、農地中間管理機構が農地の借受と転貸を同時に行う仕組みとなっております。

主幹 26ページをお開きください。一括方式の総括表です。貸借権設定について、件数が26件、面積が75,851.75㎡です。

主幹 個別の案件ごとの詳細につきましては、27ページから37ページまでに掲載しております。

主幹 審議の後、承認をいただきましたら、2月28日付けで公告の手続きを行います。よろしく願いいたします。

議長 本件は先に1番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時07分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、集積計画一括方式（中間管理事業分）1番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時08分 出席】

議長 続いて、8番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、3番 石橋委員の退席を求めます。

【午前10時08分 退席】

議長 本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、8番はそのように決定いたしました。

ここで、関連事案の審議が終了しましたので、退席した石橋委員の出席を求めます。

【午前10時09分 出席】

議長 続いて、2番から7番まで及び9番から26番までを上程いたします。

本件について意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、集積計画一括方式（中間管理事業分）2番から7番まで及び9番から26番まではそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第5条の規定による届出受理の取消願について及び別段面積の廃止について事務局の報告を求めます。

主幹 議案書の38ページをご覧ください。

農地法第5条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

届出地は大前町にあります田、面積は514㎡です。議案書の9ページを一度ご覧いただきたいと思います。一番下の24番に記載のとおり、駐車場用地として、令和5年2月10日付けで、農地法第5条の規定による届出書が提出

主幹

され受理いたしました。届出行為が成立しておりますので、議案書に掲載をしております。議案書の38ページにお戻りください。第5条の届出が受理されたのちに、記載のとおり取消願が提出されました。

取消の理由は、譲受人を変更するためです。願出に基づき、令和5年2月10日付けで届出受理の取消を行いました。なお、譲受人を変更した内容の届出書は、本日の時点でまだ提出されておられません。今後届出がなされましたら、総会に報告を行います。

以上、ご報告いたします。

続きまして、38ページの下段をご覧ください。

別段面積の廃止について、ご説明いたします。

本年4月1日に施行される改正農地法により、農地法第3条第2項第5号に規定される下限面積が廃止となります。現状では、農地法第3条で農地に関する権利を取得する場合、通常50アール以上の耕作面積が必要となっておりますが、3月末をもって、その規定が撤廃されます。

これに伴い、通常50アールとなっている下限面積の特例として足利市農業委員会で定めております、いわゆる別段面積、本市では毛野・御厨地区が40アール、旧市・北郷・名草・三和・小俣・山辺地区が30アール、三重、山前、葉鹿地区が20アールとして定めている別段面積についても、廃止をすることとなります。

別段面積につきましては、足利市農業委員会の告示により定めているため、法律の改正とは別途、廃止の告示を行う必要があります。本日の報告をもって、廃止の告示手続きを進めさせていただきますので、ご承知くださいますようお願いいたします。

なお、4月1日以後の農地法第3条許可申請では、下限面積の規定がなくなるため、これまで許可できなかった小規模な農業者についても許可をすることが可能となります。ただし、下限面積以外の要件である、全部効率利用要件、常時従事要件など、他の要件は従来どおり残ることとなりますので、今後も慎重な審査を行っていただきたいと思います。

以上、ご報告いたします。

議長

ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第33回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午前10時15分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月27日

足利市農業委員会

5番委員

10番委員